

能登町告示第44号

能登町入札監視委員会の運営に関する事務取扱要領を次のように定める。

平成30年 9月14日

能登町長 持 木 一 茂

能登町入札監視委員会の運営に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、能登町入札監視委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、能登町入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札及び契約手続の運用状況並びに談合情報についての報告)

第2条 要綱第2条第1号及び第4号の規定による報告は、予定価格が130万円を超える町発注建設工事に関するものとし、原則として、要綱第2条第1号、第2号及び第4号の事務に係る会議開催の前々月以前6ヶ月における入札及び契約手続の運用状況並びに談合情報の内容や町の対応状況について行うものとする。また、町は、この報告に係る入札方式別発注工事総括表（様式第1号）、入札方式別発注工事一覧表（様式第2号）及び談合情報対応結果一覧表（様式第5号）をそれぞれ委員会へ提出するものとする。

(審議対象工事の抽出)

第3条 要綱第2条第2号の規定による抽出は、前条の規定により町から提出された入札方式別発注工事一覧表の中から、次に定めるところにより無作為に行うものとする。

(1) 抽出の時期

会議開催の2週間前までに行うこと。

(2) 抽出件数

入札方式の区分ごとに、おおむね、一般競争入札から1件、指名競争入札から3件、随意契約から1件の計5件とすること。ただし、対象期間内に発注がなかった区分については、他の区分より補充するものとする。

2 要綱第6条第1項の規定による抽出の委任に係る委員の指名は、委員長を除く委員の中から、50音順の輪番により行うものとする。

3 要綱第6条第2項の規定による抽出結果の報告は、抽出工事一覧表（様式第3号）により報告するものとし、次条第1項に規定する説明に先立ち行うものとする。

(抽出事案の審議)

第4条 要綱第2条第2号の規定により抽出された工事の契約手続を所管した担当課は、会議において抽出された工事に関し、抽出工事説明書（様式第4号）により、一般競争入札に係る入札参加資格の設定理由及び経緯、指名競争入札に係る指名理由及び経緯、随意契約の理由等について説明を行うものとする。

2 委員会は、前項の規定により説明のあったこれらの理由及び経緯等について審議を行うものとする。

（再苦情の審議方法）

第5条 要綱第2条第3号の審議は、再苦情の申立てを行った者及び契約担当者等からの書面の提出その他委員会が必要と認める方法により行うものとする。

（その他）

第6条 その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年10月 1日から施行する。